

令和7年度第1回京都市保健福祉局指定管理者選定委員会摘録

日 時：令和7年9月18日（木）午後2時00分～午後3時15分
場 所：オンライン開催（監査指導課執務室にて公開）
出席者：野村委員長、中原委員、速見委員、佐々木委員
事務局：北垣監査指導課長、延命企画係長、森下（監査指導課）
健康長寿企画課：多川事業推進第二担当課長、森田社会参加係長、南、木原
介護ケア推進課：平田施設支援・指定担当課長、山田地域包括ケア推進担当課長、荒木担当係長、牧、植田

（〇は委員発言）

議事の経過：

1 指定候補者の選定方法及び審査基準について

- (1) 京都市老人福祉センター（北、中京、東山、山科、南、右京、洛西、淀）
- (2) 京都市久多いきいきセンター
- (3) 京都市崇仁老人デイサービスセンター及び京都市下京東部地域包括支援センター

（事務局及び施設所管課から募集要項案の説明ののち、質疑応答）

＜京都市老人福祉センター（北、中京、東山、山科、南、右京、洛西、淀）＞（各施設共通の質疑応答を含む。）

委員長 それでは、ただ今の説明について、御質問や御意見等がありましたらお願いします。

- LED化について、指定管理者が改修した場合は、電気代の削減効果を指定管理者が享受できるということですが、LED化を行った照明設備については指定管理が終了すれば京都市に譲るとすると説明がありました。LED化の設備費は、指定期間の電気代差額で元が取れるのでしょうか。京都市の財政が非常に緊迫している中で、民間資金でLED化を進めることは非常に大切だと思いますが、元が取れないのであれば、自己資金でLED化はしないと思います。その辺りのバランス、資金収支はどうなっているのでしょうか。

監査指導課 LED化の改修を行って、その負担分を指定期間内で回収できるのかどうかというところにつきましては、施設規模や改修方法など、施設個別の状況によって一概にいけない部分もあるかと思います。そういったところも含めて、指定申請者において御判断いただき、回収が見込めな

いということであれば、京都市による改修を御選択いただく形になると考えております。

- LED化によってどれぐらいの費用が削減されるかは、現在の電力消費量などからある程度シミュレーション、試算ができると思います。試算した結果、明らかに回収されないのであれば、このような規定はあまり望ましくないのではないかと思います。施設によってケースバイケースというのはあると思いますが、民間資金の活用につながる形での規定を、今後ご検討いただければ幸いです。

- LED化について、業者を選定するに当たって、市がLED化を行う場合は、入札等によって業者を選定されるのでしょうか。また、指定管理者の自己負担で工事を行う場合は、業者の選定は指定管理者で行うことになるのでしょうか。

監査指導課 まず、市が改修を行う場合は、公募により事業者を選定します。一方、指定管理者が改修する場合は、指定管理者において事業者と契約していただく形になりますので、特に業者選定についての定めはございません。

- 業者の選定や、設備の仕様について、基準等は特に設けられていないということですね。そうすると、その工事の負担は指定管理者の裁量が大きいのということになるのですか。

監査指導課 御指摘のとおり、選定業者や、施工方法によっても、大きく変わってくる部分もあるかと存じます。その点は、指定管理者の裁量といたしますか、融通が利く部分と考えております。

委員長 それでは、この案件の取扱いについて、了承いただけますか。

- (異議なし)

委員長 この案件については事務局案のとおりとします。

<京都市久多いきいきセンター>

委員長 それでは、ただ今の説明について、御質問や御意見等がありましたらお願いします。

○ (意見なし)

委員長 それでは、この案件の取扱いについて、了承いただけますか。

○ (異議なし)

委員長 この案件については事務局案のとおりとします。

<京都市崇仁老人デイサービスセンター及び京都市下京東部地域包括支援センター>

委員長 それでは、ただ今の説明について、御質問や御意見等がありましたらお願いします。

○ 地域包括支援センターに関して、必置の専門職の配置等はきちんと届出いただく形になっているのか、記載する書類があるのか、教えてください。

介護ケア推進課 地域包括支援センターについては、条例上、配置基準を定めており、専門職の配置等を記載して提出していただくこととなっています。

○ この施設は、介護保険の施設になると思いますが、これまでの申請資料で、申請団体全体に関するものと、その事業所に関するものが混同して書かれている場合があったと思います。申請者が間違わないような注意喚起を行っていただければと思います。

また、事業所内における事故がゼロという申請がこれまでにできていましたが、介護保険の事業を多くの事業所でやっていれば、事故や苦情がゼロというのは通常ないはずですので、その点は周知していただければと思います。

介護ケア推進課 御指摘のとおり、団体に関するもの、事業所に関するものにつきましては、申請者にどちらか分かるように、注意喚起させていただきます。

事故の件数については、提出していただくのは「重大な事故」としてありますので、発生したのが軽微なものだけだと、場合によってはゼロということもございます。提出されたものについては、しっかりと精査いたします。

○ 介護保険の配置基準の記載が不正確な申請資料もこれまでにありましたので、きちんと介護保険の配置基準を満たすことが確認できる資料を

提出していただければと思います。

- この施設に限りませんが、公募される団体に対して、暴力団関係者等ではないかのチェックを、京都市としてはどのようにされていますか。

介護ケア推進課 警察に確認をしています。

- 具体的には、どの範囲を確認していますか。例えば社会福祉法人であれば、役員全員を確認していますか。

介護ケア推進課 確認する範囲は、法人の役員は全員としています。

委員長 それでは、この案件の取扱いについて、了承いただけますか。

- (異議なし)

委員長 この案件については事務局案のとおりとします。

(以上)